

## 公益財団法人秦野市スポーツ協会公式標章規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）が所有する公式標章（以下「標章」という。）の管理等に関する基本的事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程における「標章」とは、次に掲げるものをいい、その詳細は別表のとおりとする。

- (1) 秦野市スポーツ協会マーク（図形）
- (2) この法人が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (3) その他前各号に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

### (標章策定の目的)

第3条 標章は、加盟団体並びに秦野市内外に対して、この法人が実施する事業の周知や理解を得るために策定するものとする。

### (標章管理の原則)

第4条 標章の管理に際しては、本規程を遵守するほか、原則として本規程に基づく使用に関する要綱を定めるものとする。

### (標章使用の原則)

第5条 標章使用に際しては、前条による使用に関する要綱に次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 標章の定義
- (2) 使用の基準並びに手続き
- (3) 使用可能な対象者とその対象者に許諾する使用範囲

### (商標登録)

第6条 次に掲げる要件のいずれかに該当する標章は、原則として、無体財産としての法的権利を保持することを目的に標章登録を行うものとする。

- (1) 当該標章を第三者がこの法人に無断で使用することを認めない場合
- (2) 当該標章を活用してこの法人がマーケティング活動を行う場合
- (3) その他商標登録をすべき事由が発生した場合

### (改廃)

第7条 この規程に改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年2月25日から施行する。

別表（第2条関係）

(1) 秦野市スポーツ協会マーク（図形）

